

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年1月9日（平成30年（行情）諮問第5号）

答申日：平成30年6月11日（平成30年度（行情）答申第101号）

事件名：予算決算及び会計令に関する事務取扱要領の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）に関する事務取扱要領（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙に掲げる文書1及び文書2を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月11日付け厚生労働省発会0911第1号により、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）に関する事務取扱要領が一つも無いとは考えにくい。（無ければ業務遂行に支障をきたす。）厚生労働省以外の行政機関で不開示となった案件がこれまでなかった。

（2）意見書

予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）に関する事務取扱要領が一つも無いとは考えにくいです。法令に実務の詳細まで記載されているわけではなく、要領が無ければ業務遂行に支障をきたします。理由説明書の「3 理由」に「数種の法令が適用され、これに基づき処理されていることから、通例、特定の法令によりその事務が完結することはない。したがって、予算決算及び会計令についての事務取扱要領を作成する意義は乏しく、・・・」とありますが、この部分

の意図・文脈が不明です。また、「予算決算及び会計令についての事務取扱要領」を開示請求しているのではなく、「予算決算及び会計令に関する事務取扱要領」を開示請求しています。「予算決算及び会計令」だけに対しての要領を開示請求しているではありません。例えば、会計事務、歳入徴収、支出、支出負担行為、契約等に関しての要領が考えられます。行政機関に対する同文言の請求では不開示になった案件がありませんでした。厚生労働省でも特定すべき文書が存在すると考えられます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年8月9日付け（同月10日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）に関する事務取扱要領」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、平成29年9月11日付け厚生労働省発会0911第1号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服とし、同年9月30日付け（同年10月2日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁の考え方

本件審査請求に関し、本件対象文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、「予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）に関する事務取扱要領」である。

(2) 本件対象文書の保有について

国が行う会計事務は、予算決算及び会計令だけでなく、財政法（昭和22年法律第34号）、会計法（昭和22年法律第35号）及び歳入徴収官規程（昭和27年大蔵省令第141号）等の数種の法令が適用され、これらに基づき処理されていることから、通例、特定の法令によりその事務が完結することはない。

したがって、予算決算及び会計令についての事務取扱要領を作成する意義は乏しく、本件対象文書を作成・取得しておらず、これを保有していないとした原処分の判断について、何ら不自然・不合理な点はない。

また、本件審査請求を受けて、諮問庁として、改めて本件対象文書の保有の有無を確認したが、これを保有していないことを再度確認している。

したがって、上記（１）で特定した本件対象文書について、作成・取得しておらず、これを保有していないため、法９条２項の規定に基づき不開示決定を行った処分庁の判断は妥当である。

（３）請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）に関する事務取扱要領が一つも無いとは考えにくい。（無ければ業務遂行に支障をきたす。）厚生労働省以外の行政機関で不開示決定となった案件がこれまでなかった。」と主張しているが、その保有については、上記（２）のとおりであり、請求者の主張は失当である。

４ 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成３０年１月９日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月２月１３日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年３月２２日 | 審議 |
| ⑤ 同年６月７日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、「予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）に関する事務取扱要領」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２ 本件対象文書の保有の有無について

（１）諮問庁は、理由説明書（上記第３。以下同じ。）の３（２）において、本件対象文書を保有していないことについて、以下のとおり説明する。

国が行う会計事務は、予算決算及び会計令だけでなく、財政法、会計法及び歳入徴収官規程等の数種の法令が適用され、これらに基づき処理されていることから、通例、特定の法令によりその事務が完結することはない。

したがって、予算決算及び会計令についての事務取扱要領を作成する意義は乏しく、本件対象文書を作成・取得しておらず、これを保有して

いないとした原処分判断について、何ら不自然・不合理な点はない。

また、本件審査請求を受けて、諮問庁として、改めて本件対象文書の保有の有無を確認したが、これを保有していないことを再度確認している。

- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に説明を求めさせたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 理由説明書においては、そもそも審査請求人が開示を求める予算決算及び会計令に関する事務取扱要領又はこれに類する行政文書は存在しておらず、また、財政法、会計法及び歳入徴収官規程等に関する事務取扱要領又はこれに類する行政文書も存在していないことから、国が行う会計事務は、財政法をはじめとする各種法令に基づき行われているという旨を説明したものである。

イ なお、審査請求人が意見書において例示する会計事務、歳入徴収、支出、支出負担行為、契約等会計事務全般を体系的に整理した別紙に掲げる文書1を厚生労働省大臣官房会計課において作成しており、当該文書の中に会計事務手続の根拠法令等として予算決算及び会計令の条文が記載されている箇所があるが、審査請求人が開示を求める予算決算及び会計令に関する事務取扱要領又はこれに類する行政文書には該当しないと判断している。

- (3) 当審査会において、諮問庁から別紙に掲げる文書1の提示を受けて確認したところ、①会計機関、②歳入徴収及び収納、③債権管理、④契約、⑤物品管理、⑥国有財産、⑦補助金等及び⑧決算の各項目について、その内容に関する説明、事務手続の流れ、様式等と共にその根拠として財政法、会計法、予算決算及び会計令等の条文が記載されており、会計事務全般についての手引書であると認められることから、当該文書は、事務取扱要領という名称ではないものの、これに類する行政文書に該当すると認められる。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁のウェブサイトを確認させたところ、別紙に掲げる文書2には、「財政法、会計法、予算決算及び会計令及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、厚生労働省所管会計事務取扱規程を次のように定める」旨記載されていることが確認できることから、当該文書は、事務取扱要領という名称ではないものの、これに類する行政文書に該当すると認められる。

さらに、審査請求人の「予算決算及び会計令だけに対しての要領を開示請求しているのではなく、会計事務、歳入徴収、支出、支出負担行為、契約等に関しての要領を開示請求している」との主張を踏まえると、別紙に掲げる文書1及び文書2が本件対象文書に該当すると解するのが相

当である。

- (4) したがって、厚生労働省において、本件対象文書に該当するものとして、少なくとも、別紙に掲げる文書1及び文書2を保有しているものと認められるので、これを特定して改めて開示決定等をすべきである。

また、当該文書に限らず、調査の上、本件対象文書に該当するものが存在するのであれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において別紙に掲げる文書1及び文書2を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

文書1 会計事務手引（平成28年10月厚生労働省大臣官房会計課）

文書2 厚生労働省所管会計事務取扱規程（平成13年1月6日厚生労働省訓令第23号）